# 千里だより

学校だより 10 月号（令和 8 年 9 月 24 日）
吹田市立千里第一小学校
Tel（06）6387－5741

学校ブログはこちら！

ちがいをみとめあえる子
さいごまでがんばる子
ともに学びかんがえる子

9月24日現在
児童数　785名

保護者・地域の皆様へ

## 子ども達の成長を支える“良きパートナー”として

校長　岡本　公助

近年、学校には多様で複雑な相談や要望が寄せられるようになり、教職員の業務負担や心理的負担が全国的に課題となっています。文部科学省はこうした状況を踏まえ、令和８年８月に「学校と保護者・地域住民等とのより良い関係構築のためのガイドライン」を示しました。

学校と家庭・地域の皆様は、子ども達の健やかな成長を支える大切なパートナーであること。互いに信頼し、協力し合う関係を築くことが、子ども達のより良い教育環境につながること。併せて学校への相談や要望についても、お互いの立場や役割を尊重しながら建設的な対話を重ねること。さらに、教育活動を円滑に進めるための適切な対応の必要性が示されています。

また一方で、保護者等からの怒鳴る・執拗な連絡・SNS での不適切な投稿など、教職員の就業環境を害する言動を「社会通念上許容される範囲を超えた言動」としています。

本校でも、PTA、地域とも協議し、文部科学省からのガイドラインに準じて、子どもたちのより良い教育環境を守るため、次の点について皆様へご協力をお願いいたします。

● 適切な表現・声量でのご相談を
怒鳴る・威圧的または、人格を攻撃する言動は、教職員の業務に支障が出る場合があります。

● 学校が対応できる範囲をご理解ください
専門機関が行う対応や担任の変更など、学校の役割を超えるご要望には対応できません。

● ご相談は勤務時間内に
長時間の面談や時間外の対応、同じ内容の繰り返し連絡は、他の教育活動に影響します。

● SNS での拡散はお控えください
一方的な見解や十分な事実確認がなされていない情報の拡散は、関係する児童や教職員の人権・名誉・プライバシーを侵害する恐れがあります。

学校は、皆様と共に子ども達の成長を支える存在でありたいと願っています。

そのため、今回出された文部科学省のガイドラインに準じて、これまでと同様に、保護者・地域の皆様と対話を通じた良好な関係作りを進め、子ども達の成長について一緒に考え、教育活動を進めていきます。子ども達について、気になることがありましたら、お気軽に学校までご相談ください。学校の窓口は、学級担任だけでなく、生徒指導担当、特別支援コーディネーターもおりますので、相談したいことがある時には、まずはご一報ください。

今後とも、温かいご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

## 6年生修学旅行説明会について

修学旅行保護者説明会は下記の期間で Web 配信させていただきます。

【配信期間】10月６日（火）夕方頃～13日（火）

＊写真等を入れパワーポイントを使い説明資料を作成します。音声を入力していますのでお手元に資料をご準備のうえご覧ください。

＊説明会の資料はお子さんを通じて配信までにお渡しします。

＊配信・視聴方法の詳細は後日さくら連絡網でお知らせします。

## 陸上大会について（６年）

吹田市小学校陸上大会を下記の通り実施します。

【日時】10月19日（月）9時40分～14時30分＜雨天中止＞

【実施種目】「走」100m 走　50m ハードル走
「跳」走り幅跳び、走り高跳び

【場所】　万博記念競技場

＊保護者の方も観覧していただけます。詳細は後日配布します「吹田市小学校陸上大会のお知らせ」でご確認ください。

## 学校徴収金の口座振替について

前日までに口座への入金をお願いします。
第3期分　9月25日（金）
第3期　再振替日　10月15日（木）
（9月25日に振替できなかった方のみ）
※口座未登録の方には、払込取扱票を配布していますので、11月４日（水）までにゆうちょ銀行（郵便局）にて納入してください。別に手数料が必要です。また、口座登録を至急お願いいたします。

## 10月行事予定

| 日 | 曜日 | 10月行事予定 |
|---|---|---|
| 1 | 木 | 教育相談 |
| 2 | 金 | **4時間授業（13:15 下校）**<br>2-2研究授業（2-2 のみ 14:35 下校） |
| 3 | 土 | |
| 4 | 日 | |
| 5 | 月 | クラブ |
| 6 | 火 | 修学旅行説明会（Web 配信13日まで） |
| 7 | 水 | 林間学習（5年）　給食試食会 11:30～ |
| 8 | 木 | 林間学習（5年）　　教育相談 |
| 9 | 金 | **5年生と 4-3 のみ4時間授業（13:20 下校）**<br>1年遠足（天王寺動物園）3年遠足（万博記念公園） |
| 10 | 土 | |
| 11 | 日 | 市民体育祭 |
| 12 | 月 | 市民体育祭（予備日） |
| 13 | 火 | |
| 14 | 水 | **4時間授業（13:15 下校）** 太陽の広場<br>芸術鑑賞会（1～3年）【10:55～】（4～6年）【13:30～】 |
| 15 | 木 | |
| 16 | 金 | **4時間授業（13:15 下校）**<br>3-2研究授業（3-2 のみ 14:35 下校） |
| 17 | 土 | |
| 18 | 日 | |
| 19 | 月 | 陸上大会（6年） |
| 20 | 火 | |
| 21 | 水 | |
| 22 | 木 | **4時間授業（13:15 下校）** 教育相談　2年校区探検<br>4-1 研究授業（4-1 のみ 14:35 下校）　太陽の広場 |
| 23 | 金 | |
| 24 | 土 | 公民館文化祭 |
| 25 | 日 | |
| 26 | 月 | 委員会 |
| 27 | 火 | |
| 28 | 水 | 児童集会 |
| 29 | 木 | 校内音楽会前日準備 |
| 30 | 金 | 校内音楽会（5 時間授業、14時40分下校） |
| 31 | 土 | |

裏面もご覧ください。

「児童を健やかに育むために」

ニュースでも時折報道される児童虐待についてのお知らせです。先日子ども家庭庁より2024 年度虐待で亡くなった子どもの数は 77 人と発表がありました。今年の 3 月京都で起きた小 6 児童死亡事件も、捜査の結果父親の犯行だったことが分かっています。こういった痛ましい事案は後を絶たず、児童虐待は社会全体で取り組むべき大きな社会問題となっています。

もちろん各ご家庭におかれましては児童虐待とは無縁であるとは思いますが、改めて何が児童虐待にあたるか、また、学校の考え方や対応の仕方について知っておいていただきたく、昨年度にも学校だよりでお知らせしましたが、再度掲載させていただきます。

「児童虐待」には下図のような種類があります。虐待がなぜいけないかと言うと、当然のことながら、虐待を受けた人の身体や心に大きな傷を残すからです。虐待されて育ち、その傷を癒す機会がないまま育った児童は、大人になっても自己評価が低いままで「こんな自分が生きていていいのか」と自問したり、自分で考えることを放棄したりして判断や決定の主体性が損なわれるなど、生きづらさを抱え続けていくと言われています。身体的虐待に関しては「体罰は躾のため」「言ってきかなければ叩いて教えないと」と主張する人がいますが「躾」の目的は児童が自分自身をコントロールし（自律)、集団社会の中で適切に過ごせるようになるためのサポートをすることにあります。一方、体罰は恐怖や痛みで児童の言動をコントロールして従わせることであり、体罰によって躾を行うことはできません。児童が体罰から学ぶことは、「腹が立ったり自分の意に添わなかったりすれば暴力を使ってもいい。」ということだけで、反省の気持ちや次に生かそうという気持ちより恐怖や不安の方が大きくなります。そして、体罰を受けて育ち、その傷を癒すことなく大人になった児童は、自分の子にも同じようなことをしてしまう可能性が高いと言われています。2018 年、2019 年と続けて起こった児童の虐待死を受けて、2020 年 4 月より、改正児童虐待防止法、改正児童福祉法が施行され、法律で明確に「親権者は、しつけに際して体罰を加えてはならない」と規定されました。

| | |
|---|---|
| 身体的虐待 | 殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる<br>やけどを負わせる、首を絞める、身体を拘束する |
| 性的虐待 | 子供への性的行為、性的行為を見せる、<br>性器を触る・触らせる、ポルノの被写体にする |
| ネグレクト | 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、<br>必要なのに病院へ連れて行かない。 |
| 心理的虐待 | 言葉による脅し、無視、きょうだい間で差別的に扱う、<br>子供の目の前で家族に暴力をふるう |

児童の身体や心に大きな傷を残す虐待を防ぐため、児童虐待防止法第六条には「児童虐待を受けたと思われる子童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。」と規定されています。結果的に虐待の事実がなかったとしても、学校としてはケガやあざ、児童の話などから虐待が疑われる事案があれば通告する義務があるため、速やかに関係機関に通告を行います。一つひとつの案件にはそれぞれ違った事情があることは理解できますが、案件の軽重を教職員が判断することは大きく対応を誤るリスクがあり、同じ対応を取ることになります。

学校以外でも近所の家庭において虐待が疑われるようなケースを見聞きした時は、躊躇することなく通告して下さい。通告したことが、相手方に分かって近隣トラブルに発展することを危惧されるケースも多いかと思いますが、通告は必ず実名で行われなければならないということはなく、匿名で行うことも可能です。

虐待事案を扱う機関の方は「たとえ違っていても構わないので虐待が疑われるときは必ず通告してください。」とおっしゃいます。（学校を通す必要はありません。）

また「虐待はいけないことだと分かっているけれど、どうしてもやってしまう。」とお悩みの方もいらっしゃるかもしれません。決してお一人で悩まないでください。支援の手はたくさんありますので、もし子育てについて困りごとがある場合は、下記の連絡先にご相談いただけたらと思います。学校へ相談する場合は、クラス担任だけでなく、生徒指導担当教諭、学校に定期的にくるスクールソーシャルワーカーや教育相談員に相談いただければ、お話を聞かせてもらいます。遠慮なくお声掛けください。

| | |
|---|---|
| 全国共通児童虐待専用ダイヤル | １８９（いちはやく） |
| 大阪府吹田子ども家庭センター | ０６－６３８９－３５２６ |
| 吹田家庭児童相談室 | ０６－６３８４－１４７２ |
| 大阪府警吹田警察署 | ０６－６３８５－１２３４（または１１０） |
| 吹田市教育センター教育相談 | ０６－６１７０－１５７９ |
| DV にお悩みの方は「すいたストップ DV ステーション（DV 相談室)」 | ０６－６３１０－７１１３ |